

志學館大学研究及び公的研究費使用の不正防止計画

(趣 旨)

第1 この計画は、「志學館大学公正な研究推進要綱」第16条第2項に基づき、志學館大学（以下「本学」という。）における研究上の不正行為及び公的研究費（本学の研究費及び研究旅費を含む。以下「公的研究費等」という。）の不正使用の両者を含む不正な研究の防止のための計画（以下「不正防止計画」という。）に関し必要な事項を定める。

(不正防止計画の推進)

第2 コンプライアンス委員会は、不正防止計画の推進部署として、不正防止計画の策定、実施、見直しを行う。

(不正防止計画の取組)

第3 不正防止計画の取組戦略、具体的な取組内容及び施策（以下「不正防止の取組」という）は、本学の中期計画に定める。

(不正防止の取組の点検)

第4 前条に基づいて定めた不正防止の取組は、「志學館大学における大学及び教育・研究の質保証制度とPDCAサイクル」に定めるところにより、点検評価委員会が毎年度点検し、必要な場合、修正・改訂する。

(研究上の不正行為の防止に係る点検)

第5 研究上の不正行為の防止に係る点検は、次に掲げる活動について行う。

- (1) 研究倫理研修の実施
- (2) 研究データの保存

2 前項の点検で不正に繋がるような問題点が判明した場合、コンプライアンス委員会は、第3条に基づいて定めた研究上の不正行為の防止に係る取組を検証する。

(公的研究費の運営・管理に係る監査及び検証)

第6 公的研究費の運営・管理に係る監査は、次のとおり行う。

- (1) 監査は、学校法人志學館学園内部監査規程第11条第3項に従って実施し、総務課は、結果をコンプライアンス委員会に報告する。
- (2) 監査の実施に際しては、学園本部、監事、監査人と連携し、必要な情報提供等を行うとともに、研究費の不正防止の計画の策定、実施、見直しの状況について意見交換を図る。

2 前項の監査で不正に繋がるような問題点が判明した場合、コンプライアンス委員会は、第3条に基づいて定めた不正使用の防止に係る取組を検証する。

(公的研究費の不正使用発生要因の分析)

第7 前条第2項の検証で問題点が判明した場合は、その取組が達成できない（潜在的な場合を含む）理由を分析する。

(不正防止計画の改善)

第8 コンプライアンス委員会は、前条の分析で得られた、取組が達成できない理由を不正防止計画に反映させる。

(不正防止体制の点検)

第9 コンプライアンス委員会は、中期計画の単年度計画の中間及び年度末点検時に、不正に繋がるような問題点が判明した場合等、不正防止体制を検証する。

(学部等における不正防止活動)

第10 各学部及び研究科は、必要に応じ、第3から第8に応じた活動を積極的に行い、不正な研究の防止を図る。

附 則

- 1 この計画は、令和3年9月8日から施行する。
- 2 「志學館大学公的研究費運営・管理体制の点検及び不正防止計画」は廃止する。

付録 不正防止のための取組及び不正防止体制の検証のための観点及びチェック項目

この付録は、志學館大学研究及び研究費使用の不正防止計画に定められた、不正防止の取組に係る点検及び不正防止体制の検証に際して参照するに適した、観点及びチェック項目を列挙し、上記の点検及び検証の便を図りかつ促進するためのものである。

表第1 不正防止体制点検の観点

	<ul style="list-style-type: none"> ・ルールと実態の乖離（発注権限のない研究者による発注、例外処理の常態化など）していないか。 ・決裁手続が複雑で責任の所在が不明確ではないか。 ・予算執行の特定の時期への偏りはないか。 ・業者に対する未払い問題の発生していないか。 ・競争的研究費等が集中している、又は新たに大型の競争的研究費等を獲得した部局・研究室はないか。 ・取引に対するチェックが不十分（事務部門の取引記録の管理や業者の選定・情報の管理が不十分）ではないか。 ・同一の研究室における、同一業者、同一品目の多頻度取引、特定の研究室のみでしか取引実績のない業者や特定の研究室との取引を新規に開始した業者への発注の偏りはないか。 ・データベース・プログラム・デジタルコンテンツ作成、機器の保守・点検など、特殊な役務契約に対する検収が不十分ではないか。 ・検収業務やモニタリング等が形骸化（受領印による確認のみ、事後抽出による現物確認の不徹底など）していないか。 ・業者による納品物品の持ち帰りや納品検収時における納品物品の反復使用はないか。 ・非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理が研究室任せではないか。 ・出張・研修の事実確認等が行える手続が不十分（二重払いのチェックや用務先への確認など）ではないか。 ・個人依存度が高い、あるいは閉鎖的な職場環境（特定個人に会計業務等が集中、特定部署に長い在籍年数、上司の意向に逆らえないなど）や、けん制が効きづらい研究環境（発注・検収業務などを研究室内で処理、孤立した研究室など）ではないか。
--	---

表第2 不正防止のためのチェック項目

点検項目	観点
1. 学内の責任体系の明確化	(1) 学内の責任体系の明確化
2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備	(1) ルールの策定・明確化 (2) 職務権限の明確化 (3) 関係者の意識向上 (4) 調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化
3. 公的研究費の適切な運営・管理	(1) 予算執行状況の把握 (2) 癒着防止への取組み (3) 物品購入管理 (4) 旅費管理 (5) 謝金管理
4. 情報発信・共有化の推進	(1) 通報・相談窓口の整備と周知 (2) 不正への取組に関する機関方針の外部公表 (3) 理解の共有 (4) 理解度の確認
5. 監査及びモニタリング実施体制の整備	(1) 大学全体の視点からのモニタリング及び監査制度の整備 (2) 内部監査体制の整備 (3) 連携の強化

表第2-1 (学内の責任体系の明確化)

観点	点検内容
(1)学内の責任体系の明確化	・責任体制を明確にする規程を周知しているか。 ・責任体系への認識は低下していないか。
	・責任体系を分かりやすい形式でHP上で公開しているか。 ・経費の管理、執行に対する責任認識が低下していないか。

表第2-2 (適正な運営・管理の基盤となる環境の整備)

観点	点検内容
(1)ルールの策定・明確化	・研究費の使用ルールと運用が乖離していないか。 ・研究者及び事務担当者によるルールの誤認識、誤運用がないか。
(2)職務権限の明確化	・事務処理に関する研究者と事務職員の権限と責任が明確に定まっているか。
(3)関係者の意識向上	・補助金が公的資金という認識が希薄で、研究者は「自分の研究費」、事務職員は「預り金」という意識があり、機関管理認識が乏しくないか。 ・公的研究費の研究計画や契約内容等の履行意識が低くないか。 ・使用ルール、関係ルール等の理解が浸透しているか。 ・公的研究費取扱いに対する業者の認識が乏しくないか。
(4)調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化	・不正使用に関する通報者等の保護体制の周知が不徹底ではないか。 ・不正使用発生時の調査手続き及び懲戒手続きに関する規程等の周知が不十分ではないか。

表第2-3 (公的研究費の適切な運営・管理)

観点	点検内容
(1)予算執行状況の把握	・研究計画通りの研究費の使用ができていないか。 ・予算執行が年度末に集中した無理な執行はないか。
(2)癒着防止への取組み	・物品購入等契約に係る不正に対する処分方針が取引業者に周知できているか。

	<ul style="list-style-type: none"> 取引業者に一定の取引実績や機関におけるリスク要因・実効性等を考慮した契約書を求めているか。
(3) 物品購入管理	<ul style="list-style-type: none"> 物品購入伺いから物品受け渡しまでの手順が、研究者に徹底しているか。 特殊な役務（データベース、プログラム、デジタルコンテンツ開発・作成、機器の保守・点検等）の作業前と作業中の写真提出等を義務付ける等のルールが守られているか。 換金性の高い物品の管理方針は守られているか。
(4) 旅費管理	<ul style="list-style-type: none"> 旅行終了後、旅費精算が長期間行われない場合がないか。 出張申請と精算書の作成の理解が不十分でないか。
(5) 謝金管理	<ul style="list-style-type: none"> 非常勤雇用者及びアルバイトの賃金・謝金等の手続方法の理解が不十分でないか。 非常勤雇用者及びアルバイトのカラ雇用が発生していないか。 研究代表者により立替払いが行われていないか。

別表第 2 - 4 (情報発信・共有化の推進)

観点	点検内容
(1) 通報・相談窓口の整備と周知	<ul style="list-style-type: none"> 相談窓口、案内窓口、通報窓口等を公表しているか。
(2) 不正への取組に関する機関方針の外部公表	<ul style="list-style-type: none"> 不正への取組に関する機関方針等の外部への公表が不十分でないか。
(3) 理解度の確認	<ul style="list-style-type: none"> 使用ルール等についての理解が不十分でないか。

別表第 2 - 5 (監査及び点検実施体制の整備)

観点	点検内容
(1) 大学全体の視点からの点検・監査制度の整備	<ul style="list-style-type: none"> 時間や制度の変更により、点検及び監査の形骸化が起こっていないか。
(2) 内部監査体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 内部監査結果が、最高管理責任者に伝わる体制を作られているか。
(3) 連携の強化	<ul style="list-style-type: none"> 監査は、必要に応じて会計監査人と連携して実施するのが知られていない。

別表第 2 - 6 (不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施)

観点	点検内容
(1) 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> 潜在的な不正発生要因が把握できているか。 不正防止計画が策定されているか。
(2) 不正防止計画の実施	<ul style="list-style-type: none"> 最高管理責任者の進捗管理が不明確でないか。 総務課が不正発生要因の洗い出しを実施し、不正防止計画に反映できているか。